第二条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	373,000
2	421,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第三条第二項中「、六月に支給する場合においては」を削り、「、十二月に支給する場合においては」を「」とあるのは「百分の百六十二・五」と、「」に、「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第四条　特定任期付職員の給与の特例に関する規程の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第七条の三第二項中「」の下に「、六月に支給する場合には」を加え、「」とあるのは「百分の百六十二・五」と、「」を「、十二月に支給する場合には」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

附　則

（施行期日等）

第一条　この規程は、平成二十九年十二月十五日から施行する。ただし、第二条及び第四条並びに附則第三条、第五条及び第六条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の国会職員の給与等に関する規程（次条及び附則第三条第一項において「改正後の給与規程」という。）の規定及び第三条の規定による改正後の特定任期付職員の給与の特例に関する規程（次条及び同項において「改正後の特定任期付職員給与特例規程」という。）の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

（給与の内払）

第二条　改正後の給与規程又は改正後の特定任期付職員給与特例規程の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の国会職員の給与等に関する規程の規定に基づいて支給された給与（国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程（平成二十六年十一月十二日両院議長決定。以下この条において「平成二十六年改正規程」という。）附則第七条の規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第三条の規定による改正前の特定任期付職員の給与の特例に関する規程の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正規程附則第七条の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ改正後の給与規程の規定による給与（平成二十六年改正規程附則第七条の規定による給料を含む。）又は改正後の特定任期付職員給与特例規程の規定による給与（平成二十六年改正規程附則第七条の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（平成三十年四月一日における号給の調整）

第三条　平成三十年四月一日において三十七歳に満たない国会職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受ける国会職員及び改正後の給与規程別表第一に規定する特別給料表、国会職員の給与等に関する規程別表第二に規定する指定職給料表又は改正後の特定任期付職員給与特例規程第二条第一項に規定する給料表の適用を受ける国会職員を除く。）のうち、平成二十七年一月一日において国会職員の給与等に関する規程第一条第八項の規定により昇給した国会職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。以下この項において「昇給抑制国会職員」という。）その他昇給抑制国会職員との権衡上必要があると認められるものとして両議院の議長が協議して定める国会職員の平成三十年四月一日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の一号給上位の号給とする。

2　国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第十三条第一項に規定する育児短時間勤務国会職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第十三条第一項に規定する育児短時間勤務国会職員の給料月額は、当該号給に応じた額に、育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程（平成六年六月二十三日両院議長決定）第三条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3　前項の規定は、国会職員の育児休業等に関する法律第十八条の規定により育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている国会職員について準用する。

4　国会職員の育児休業等に関する法律第十九条第二項に規定する任期付短時間勤務国会職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第十九条第二項に規定する任期付短時間勤務国会職員の給料月額は、当該号給に応じた額に、育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程（平成十九年五月九日両院議長決定）第六条の規定により読み替えられた国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成六年六月二十三日両院議長決定）第三条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（両院議長協議決定への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

（国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正）

第五条　国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成六年六月二十三日両院議長決定）の一部を次のように改正する。

附則第三条及び第四条を削る。

（育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程の一部改正）

第六条　育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程（平成十九年五月九日両院議長決定）の一部を次のように改正する。

附則第二条を削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

官庁報告

官庁事項

人事院公示第21号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、人事院規則９－143（平成29年改正法の施行に伴う給与の支給等の特例）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

平成29年12月15日　　人事院総裁　一宮なほみ

1　委任を受ける職員の職名

人事院事務総長

2　委任する権限及び所掌事務

一　人事院規則９－143（平成29年改正法の施行に伴う給与の支給等の特例）（以下「規則」という。）第２条第１号の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合について定めること。

二　規則第３条の規定に基づき、人事院が定めることとされている給与の減額について定めること。

三　規則第４条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

四　規則第６条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

3　委任の効力の発生する日

平成29年12月15日

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　四二〇円（本体三九〇円）　（配送料別）